

# Press Release

令和6年7月8日（月）

|      |  |
|------|--|
| 発表事項 | 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者の資格停止について  |
| 概要   | <p>1 資格停止業者</p> <p>(1) 商号・名称 東武トップツアーズ株式会社<br/>代表者職氏名 代表取締役 百木田 康二<br/>所在地 東京都墨田区押上一丁目1番2号</p> <p>(2) 商号・名称 名鉄観光サービス株式会社<br/>代表者職氏名 代表取締役社長 岩切 道郎<br/>所在地 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号</p> <p>(3) 商号・名称 株式会社JTB<br/>代表者職氏名 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎<br/>所在地 東京都品川区東品川二丁目3番11号</p> <p>2 入札参加資格停止期間</p> <p>(1) 東武トップツアーズ株式会社<br/><u>令和6年7月8日 ～ 令和6年9月7日（2か月）</u></p> <p>(2) 名鉄観光サービス株式会社<br/><u>令和6年7月8日 ～ 令和6年11月7日（4か月）</u></p> <p>(3) 株式会社JTB<br/><u>令和6年7月8日 ～ 令和6年11月7日（4か月）</u></p> <p>3 資格停止の理由となった行為等<br/>上記の業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和6年5月30日に、公正取引委員会より違反行為の事実を公表され、排除措置命令を受けた。<br/>なお、東武トップツアーズ株式会社は、本案件について、課徴金減免制度が適用されている。</p> <p>4 根拠条文<br/>「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱」第8条第1項の別表 2（4）<br/><br/>別表（第8条関係）措置基準<br/>(4) 県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> |
| 主管課等 | 会計管理局物品管理調達課物品調達担当 山台・齋藤（内線 3748直通0985-26-7208）  |